政令第三百二十七号

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日は、平成三十年一月一日とする。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十八号

電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令

内閣は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

附　則

この政令は、電子委任状の普及の促進に関する法律の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十九号

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条第五項及び附則第九条の四の三第五項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「に、国民年金手帳を添えて、これ」を削る。

一　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十一条第一項及び第十四条の十第一項

二　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第七条第一項

附　則

この政令は、平成三十年三月五日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

二　オプション　法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

三　店頭売買有価証券　法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。

四　登録金融機関　法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。

五　登録金融機関業務　法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。

六　取扱有価証券　法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。

七　投資法人　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。

2　この府令において「有価証券の売出し」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品取引所」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ法第二条第三項、第四項、第八項、第九項、第十三項、第十六項、第三十五項、第三十六項、第四十一項又は第四十二項に規定する有価証券の募集、有価証券の売出し、金融商品取引業、金融商品取引業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

3　この府令において「上場会社等」、「上場投資法人等の資産運用会社」、「役員等」、「取引関係者」、「重要情報」、「上場有価証券等」又は「売買等」とは、それぞれ法第二十七条の三十六第一項に規定する上場会社等、上場投資法人等の資産運用会社、役員等、取引関係者、重要情報、上場有価証券等又は売買等をいう。

（適用除外有価証券等）

第二条　金融商品取引法施行令（以下この条及び第十条において「令」という。）第十四条の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（次号において「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む。）される金銭債権その他の資産（次号において「譲渡資産」という。）が存在すること。